

豊田市土地改良区運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、土地改良区に対する運営費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、土地改良区が事業を進めていくために必要な経費を補助し、土地改良区の円滑なる運営の促進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、藤岡土地改良区、下山土地改良区及び旭土地改良区とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者の雇用する者の賃金、通勤費及び奨励金並びに社会保険等の事業主負担金
- (2) その他改良区運営に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費とし、毎年度予算の範囲内とする。

(交付の方法)

第6条 補助金は、補助事業完了後又は必要に応じて全部又は一部を、概算払い若しくは前金払いにて交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。